

特別口座に関する公告

平成20年12月5日

株主及び登録株式質権者 各位

東京都墨田区横網一丁目3番20号
チムニー株式会社
代表取締役 和泉 学

当社は、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）が、平成21年1月5日から、当社の普通株式を振替株式として取り扱うことに同意いたしました。

つきましては、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）附則第8条1項の定めに基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1．特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は機構に対し、平成21年1月5日において機構に株券を預託されていない株主および登録株式質権者について決済合理化法附則第8条第5項各号に定める事項を通知いたします。

2．特別口座（ ）を開設する口座管理機関

当社が、決済合理化法附則第8条第4項の申出により特別口座を開設する口座管理機関の住所および名称は、次のとおりです。

住 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
名 称 日本証券代行株式会社

以 上

「特別口座」とは、平成21年1月5日（決済合理化法の施行日）において機構に株券を預託されていない株主および登録株式質権者の権利を確保するために、当社が株主名簿上の名義で開設する口座のことをいいます。

なお、事務手続き上、特別口座の開設は平成21年1月26日以降になりますのでご了承下さい。

公告中断についての追加公告

下記の期間、当社ホームページに公告ファイルを未登録のため、公告中断が発生いたしました。
平成20年12月5日0時から平成20年12月5日17時30分まで

以上